

静岡市版ZEH建築等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内の住宅産業における省エネルギー技術の普及及び向上による静岡市版ZEHの建築等の促進を図り、もって温室効果ガスを抑制し、地球温暖化対策に資するため、市内に新たに静岡市版ZEHを建築し、若しくは購入し、又は既存の一戸建て住宅を静岡市版ZEHに改修する事業（以下これらを「建築等事業」という。）を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 静岡市版ZEH BELSの評価においてゼロエネ相当と表示された一戸建て住宅のうち、市内に主たる事務所を有する工務店等が建築し、又は改修するもの（市内の個人が自ら建築し、改修するものを含む。）をいう。
- (2) BELS 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）1（1）③に規定する第三者認証の制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 自ら居住するために、建築等事業を実施する個人であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、静岡市版ZEHに必要となる設備のうち、次の表に定める設備（以下「補助対象設備」という。）の設置又は改修に要する経費とする。ただし、国等から他の補助金等の交付を受けた場合は、当該補助金等の交付を受けた額に相当する額は、補助対象経費としない。

区分	設備
省エネルギー設備	空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備
創エネルギー設備	太陽光発電システム（全量を売電するものを除く。）及び燃

	料電池システム
蓄エネルギー設備	蓄電システム及びV 2 Hシステム
エネルギー計測装置	H E M S
その他	高断熱外皮

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、30万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、静岡市版Z E H建築等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所が分かる住宅の平面図
- (3) 補助対象設備を含む一次エネルギー消費量及び外皮性能が分かる書類(B E L Sの評価に係る申請時に提出するもの)
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、静岡市版Z E H建築等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 建築等事業により取得し、又は効用の増加した補助対象設備については、耐用年数を勘案して市長が別に定める期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて建築等事業により取得し、又は効用の増加した補助対象設備を処分

することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 建築等事業により取得し、又は効用の増加した補助対象設備については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ静岡市版ZEH建築等事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に市長が指定するものを添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、静岡市版ZEH建築等事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該建築等事業が完了したとき（建築等事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、静岡市版ZEH建築等事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収証書の写し
- (2) BELS評価書の写し
- (3) 補助事業者の住民票の写し
- (4) 完成後の建築物の外観のカラー写真
- (5) 補助対象設備の設置状況が分かるカラー写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、静岡市版ZEH建築等事業補助金交付確定通知書（様式第6号）

により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

静岡市版ZEH建築等事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
申請者 氏名
電話番号

静岡市版ZEH建築等事業補助金の交付を受けたいので、静岡市版ZEH建築等事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額				
静岡市版ZEHの所在地				
建築・改修工事 着工予定時期				
引渡・改修工事 完了予定時期				
工事請負事業者	本社住所	〒 ー		
	会社名		支店名	
	電話番号		FAX番号	
	担当者名		担当者連絡先	
	E-mail			
	定休日			

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市版ZEH建築等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった静岡市版ZEH建築等事業補助金については、静岡市版ZEH建築等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

- (1) 次に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 事業の目的及び内容
 - イ 事業の事業計画及び収支支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の算出の基礎
- (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 建築等事業により取得し、又は効用の増加した補助対象設備については、耐用年数を勘案して市長が別に定める期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて建築等事業により取得し、又は効用の増加した補助対象設備を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 建築等事業により取得し、又は効用の増加した補助対象設備については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

静岡市版ZEH建築等事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

申請者 氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市版ZEH建築等事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第4号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市版ZEH建築等事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市版ZEH建築等事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第5号（第11条関係）

静岡市版ZEH建築等事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所

報告者 氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市版ZEH建築等事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収証書の写し
- (2) BELS評価書の写し
- (3) 補助事業者の住民票の写し
- (4) 完成後の建築物の外観のカラー写真
- (5) 補助対象設備の設置状況が分かるカラー写真

様式第6号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市版ZEH建築等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市版ZEH建築等事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

